## 北谷町総合教育会議運営要領(抜粋)

平成27年10月9日 北谷町総合教育会議決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号。以下「法」という。)第1条の4の規定に基づき、北谷町総 合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるもの とする。

(協議及び調整事項)

- 第2条 会議において、協議及び調整する事項はおおむね次のとおりとする。
  - (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更等に関する協議
  - (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
    - ア 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策
    - イ 予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する町長と教育委員会が調整することが必要な事項
    - ウ 幼稚園、保育所及び認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方や その連携
    - エ 青少年健全育成と生徒指導の連携
    - オ 居所不明の児童生徒への対応
    - カ 福祉部局と連携した総合的な放課後対策
    - キ 子育て支援
    - ク アからキまでに掲げる以外のもので町長が認めるもの
  - (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
    - ア いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
    - イ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
    - ウ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の 倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
    - エ 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援 体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
    - オ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利 用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合